

# 青森県報

第五百七号

令和四年  
九月五日  
(月曜日)

## 目次

### 告 示

- 生活保護法による医療機関の指定……………(健康福祉課) ……一
- 生活保護法による指定医療機関の休止の届出……………(同) ……一
- 生活保護法による指定医療機関の廃止の届出……………(同) ……一
- 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療機関の指定……………(同) ……二
- 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の廃止の届出……………(同) ……二

## 告 示

### 青森県告示第四百八十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の三第一号の規定により告示する。

令和四年九月五日

青森県知事 三 村 申 吾

### 青森県告示第四百八十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、次の指定医療機関から休止した旨の届出があったので、同法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和四年九月五日

青森県知事 三 村 申 吾

事業所名	主たる事務所の所在地	訪問看護ステーションの所在地	指定期間
特定非営利活動法人精神医療サポーター	大阪府泉佐野市鶴原二丁目一	青森県五所川原市栄町三四の六	令和四・七・一

### 青森県告示第四百八十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、次の指定医療機関から廃止した旨の届出があったので、同法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和四年九月五日

青森県知事 三 村 申 吾

名称	所在地	休止年月日
こだま歯科医院	黒石市追子野木一丁目二四七の三九	令和四・六・一

名称	所在地	廃止年月日

下田東クリニック	上北郡おいらせ町鶉久保一の六	令和 四・五・三
山崎内科医院	三戸郡五戸町字野月一四の二二	四・七・一
いずみ薬局あくど	弘前市大字悪戸字青柳一〇の八	四・六・三〇

青森県告示第四百八十五号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第四十九条の規定により、医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、例による生活保護法第五十五条の三第一号の規定により告示する。

令和四年九月五日

青森県知事 三 村 申 吾

事業名称	事業者	事業所	指定期限
特定非営利活動法人精神医療サポートセンター	大阪府泉佐野市鶴原二丁目一の二二	訪問看護ステーションいしずえ五所川原 五所川原市栄町三四の六	令和 四・七・一

青森県告示第四百八十六号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第五十条の二の規定により、次の指定医療機関から廃止し

た旨の届出があったので、例による生活保護法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和四年九月五日

青森県知事 三 村 申 吾

下田東クリニック	上北郡おいらせ町鶉久保一の六	令和 四・五・三
いずみ薬局あくど	弘前市大字悪戸字青柳一〇の八	四・六・三〇

(発行所・発行人) 青森市長島一丁目一番一号 青森県		(印刷所・販売人) 青森市第二問屋町三丁目一番七七号 東奥印刷株式会社	
毎週月・水・金曜日発行		定価 小口一枚二付十五円	